

# 仕様書

## 1 業務名

京都府公立学校 I C T利活用サポート体制運営等業務

## 2 目的

本業務は、令和4年度以降に整備した府立学校教員用端末の使用方法や故障などに対応するための問い合わせ窓口を一本化したサポート・保守体制の円滑な運用及び令和4年度に創設した京都府デジタル学習支援センターにおいて、令和3年度に構築した京都府公立学校等サポート体制を基礎として、京都府の各関係機関及び京都府立学校並びに京都府域の各市町（組合）教育委員会の I C T利活用を総合的に推進するため、研修支援や指導助言等によるサポートを行うことを目的とする。

## 3 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 府立学校教員用端末サポート・保守業務

令和4年度以降に整備した府立学校教員用端末1,805台が整備されている別紙「対象校一覧」の府立学校に対するサポート・保守業務

#### ア 業務について

##### (ア) サポート業務

問い合わせ方法：電話及び電子メール

対応時間：電話：午前9時から午後5時まで

（土日祝及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）

メール：24時間受付（土日祝日含む）

業務内容：府立学校からのタブレット端末（iPad）の故障に係る問い合わせに対し、適切に対処すること。

##### (イ) 保守業務

#### a Apple Care for Enterprise 対応

Apple Care for Enterprise（以下「ACE」という。）の保証台数は1,805台の内1,298台とする。ACE保守期間は1年間とし、1,298台の内1,062台は、令和7年4月1日から1年間、236台は、令和7年9月1日から1年間のライセンスについてApple社と調整の上調達して対応すること。

自然故障に関しては全端末、過失による破損や水漏れなどに関しては全端末数の10%までを無償修理交換にて保証サービスを提供すること。

故障端末に関しては、全端末数の1%までの範囲内で修理完了後、当該端末に最新状態のキッティングを施し、別紙対象校に納品すること。

故障等の対応については、ACEの範囲内で対し、ACEによる端末交換の場合であっても、受注者側で端末を受け取り、受注者側で再キッティング等を行ったうえで別紙対象校に納品すること。

納品時にはネットワーク接続設定や動作確認を実施することとし、受注者側でACEによる端末の受け取り作業を実施する体制についてApple社と合意しておくこと。併せて学校でのネットワークの接続の際にはネットワーク事業者と調整して対応すること。

#### b Apple Care for GIGA 対応

1,805台の内207台の保証については、Apple Care for GIGAであり、この保証については、端末購入業者との商流の関係で府教育委員会（以下「発注者」という。）が指定する事業者を故障の際の修理窓口として、全端末数の1%までの範囲内で、修理の際の端末の受け渡し、端末の再キッティング、現地設定等の作業の調整をして対応すること。

上記a同様納品時にはネットワーク接続設定や動作確認を実施することとし学校でのネットワークの接続の際にはネットワーク事業者と調整して対応すること。

#### c 予備機対応

1,805台の内上記a及びbの対象外の端末300台については、発注者が所有する予備機を活用して故障交換対応すること。予備機については、必要台数を受注者側で保管して対応すること。

その際、当該端末に最新状態のキッティングを施し、府立学校に納品すること。

上記a及びb同様、納品時にはネットワーク接続設定や動作確認を実施することとし、学校でのネットワークの接続の際にはネットワーク事業者と調整して対応すること。

※上記aからcの作業の前提としてMDMでの遠隔作業に必要なMDMのライセンスに関する権利等、端末キッティング作業に必要な端末設定やネットワーク情報のプロファイル情報については、全て受注者の費用負担にて、発注者のMDM環境の設計・設定をした事業者から当該情報を入手する等して対応するとともに、当該事業者と連携して対応すること。

なお、規定するMDMはmobiconnect for Education（株式会社インヴェンティット提供）であることに留意すること。

#### イ 情報共有等

本業務に係る問い合わせや対応状況、Apple製品に関わる有効な技術的な情報や、サービスなどのアップデート情報の共有のため、適宜会議や打ち合わせ等を行うこと。会議や打ち合わせ等を行った場合は、議事録等に残すこと。

#### ウ 提出書類

以下の書類をデータで納品すること。

- (ア) 月次報告書（問い合わせ件数、問い合わせ内容、対応状況等）
- (イ) 受注業務開始時の保守運用体制図
- (ウ) 各校へのサービスデスク内容の案内資料

### (2) ICT利活用サポート体制運営等業務

## ア 業務について

京都府の各関係機関及び京都府立学校並びに各市町（組合）教育委員会管轄の小・中・義務教育学校について、タブレット端末における活用に係るサポート等を行うため、以下の内容において運用すること。

### (ア) タブレット端末活用支援

Microsoft Teams のチャンネルを活用し各市町（組合）教育委員会からのタブレット端末等日々の ICT 利活用における質疑応答に対して、京都府がコーディネーターとなっているワンストップ窓口の運用支援を行うこと。また、運用支援は Microsoft Teams の利用に関わる技術情報を保有し、運用に際し必要な情報を順次提供するとともに、そのサポートができる体制を保有していること。

併せて、他府県事例や京都府内の実践事例、タブレット端末活用に有効な技術情報に係る情報提供・共有、タブレット端末活ユーザーへの指導助言を行うこと。

なお、運用状況の共有のために、定期的に会議や報告会等情報共有の場を設けること。

### (イ) 研修会による支援

端末利活用に関して以下を踏まえ、新学習指導要領に基づく効果的な研修の支援を行うこと。

- a 各校に導入されている端末の OS を考慮した講師派遣等に対応すること。  
研修支援者は各校に導入されている端末の OS のコンサルタントとしての経験を有していること及び OS 認定の資格等を有している者、又は過去に有していたことがある者で、授業実践経験者であること。

なお、iPad OS については、Apple professional Learning 基礎スペシャリスト、Apple professional Learning 学習活動スペシャリスト、Apple Distinguished Educator として、特別支援学校を含む各校種における学校現場での実践経験者を必須とする。

また、京都府域では、ほぼ全ての自治体が iPad OS を導入していることから、iPad の活用アイデアや授業ガイド等を共有するために Apple と連携した支援を実施すること。

更に、年間通した研修の一貫性を保つため、毎回派遣講師が異なるのではなく、同じ者が連続で講師として活動すること。

- b リーダー教員の育成に係る発注者主催の研修会について、令和 5 年度から実施する「エバンジェリスト育成研修」の内容を更に発展させられるよう実施内容や研修計画の策定等支援すること。

研修内容については、京都府内の市町のリーダー育成、府内全校のリーダー育成に寄与する活用促進手法を提案するとともに、受講者のニーズに合わせた最適な研修の提案と実施、及び研修時に必要な資料等の提供を行うこと。

研修会の開催回数については実施内容や研修計画を踏まえ、小・中学校、高等学校、特別支援学校で各 5 講座（合計 15 講座）実施すること。

- c 京都府内（京都市立学校を除く）の教員を対象にした発注者主催の研修会について、実施内容や研修計画の策定等支援すること。

研修内容については全ての教員が効果的に ICT を活用できるよう、

全教員の活用段階に応じたレベル別の最適な研修の提案と実施、及び研修時に必要な資料等の提供を行うこと。

研修会は原則オンラインで、開催回数については実施内容や研修計画を踏まえ、6講座の実施を基本とすること。加えて、オンライン研修に参加できない者を対象にしたオンデマンド配信に係る研修支援も実施すること。

- d 令和5年度から実施する「エバンジェリスト育成研修」を受講後、エバンジェリストとして認定された教員が小・中学校、高校、特別支援学校の各校種毎に参加する「交流会」及び「情報交換会」の企画運営に関する指導助言及び講師派遣を行うこと。

また、児童生徒たちのクリエイティビティを大きく育てるための各種イベントに関する企画、運営支援及び講師派遣を行うこと。

(ウ) 動画掲載サイトによる支援

- a 発注者に対し動画サイトを提供し、タブレット端末の活用支援を行うこと。  
b 動画サイトに関する問い合わせに対し、動画サイト内で問い合わせフォームを作成することで、動画に関する問い合わせに対応すること。  
c 問い合わせ内容に関しては、適宜発注者に対し情報共有すること。  
d 必要に応じ研修会で、動画サイトの活用促進を行うこと。  
e 動画サイトの断続的な運営を行うとともに新しいコンテンツのアップロードや不具合が生じた場合には適宜更新等を行うこと。  
f 動画については受注者でサーバーを用意し、府立学校の全教員分だけではなく、全ての市町（組合）教育委員会（京都市を除く。）分についての動画 ID アカウントを払い出しする等して、受注者の責任において、各現場で視聴したいときに視聴できる環境を整えること。

イ 提出書類

月次報告書として、動画サイト内における問い合わせ件数及び問い合わせ内容に係る報告書を提出すること。また、発注者と会議や打ち合わせをした際には、速やかに会議録等を提出すること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議し定めるものとする。